学園東町

防災福祉コミュニティ

令和８年５月作成

学園東町防災福祉コミュニティ

⑴　地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。

⑵　皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。

⑶　しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。

⑷　ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。





1　運営本部の設置基準

・震度５弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
・「レベル５特別警報」が出された場合。
・上記のほか、地域内に「レベル４危険警報」、「レベル３警報」の情報が発令された場合。※参考資料参照

2　活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

3　役員参集場所等一覧

<table>
<tr><td>防コミ運営本部</td><td colspan="5">学園東町地域福祉センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ブロック本部</td><td>各１７地区</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防災資機材庫</td><td>学園東町小学校</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急避難場所
（屋内）</td><td rowspan="2">名称</td><td colspan="3">※災害ごとの注意事項</td><td rowspan="2">備考</td><td rowspan="2">避難所</td></tr>
<tr><td>土砂</td><td>洪水</td><td>津波</td></tr>
<tr><td>大山寺中学校
東町小学校</td><td></td><td></td><td></td><td>・
・</td><td>○
○</td></tr>
<tr><td>外国語大学
工業高等専門学校</td><td>△
△</td><td></td><td></td><td>・土石流の警戒区域一部あり
・土石流及び傾斜地の警戒区域一部あり</td><td>○
○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急避難場所
（屋外）</td><td rowspan="2">名称</td><td colspan="3">※災害ごとの注意事項</td><td colspan="2" rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>地震</td><td>津波</td><td>大火</td></tr>
<tr><td>学園東町公園</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>湯屋ヶ谷公園</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>津波緊急待避所</td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>災害時要援護者台帳保管場所</td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防災行政無線保有者</td><td>大山寺中学校</td><td colspan="3">東町小学校</td><td colspan="2">外国語大学
工業高等専門学校</td></tr>
<tr><td>地域内の危険箇所</td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※「災害ごとの注意事項の見方」
・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

コミュニティ安全マップ

学園東町防災福祉コミュニティ

災害時の避難場所を知っておきましょう

神戸市立工業高等専門学校 ← 6・7・8丁目、リーデンススクエア
神戸市外国語大学 ← エルタウン1～6、9・10団地
神戸市立太山寺中学校 ← アーバンライフ、カルチェリベルテ、グランドメゾン、3丁目
神戸市立東町小学校 ← 4丁目、オーナーズヒル、パルタウン

※上記避難場所は目安であり、状況や体調等を考慮し、完全に避難できる施設を選びましょう。
また、学園東町公園、湯屋ヶ谷公園に一時的に避難するのも有効です。



縮尺 1:1,700

緊急連絡先

火事・救急は119番

火事と救急との区別、その内容を落ち着いてはっきりと話してください。

1. 火事、救急の区別と場所をはっきりと
 例：「火事（救急）です。○○区○○町○丁目○番地○号○○方」
2. 近くの目標をわかりやすく
 例：「○○学校○○郵便局の北側約○○メートル」
3. 火事のときは、燃えているものは何か
 例：建物、車、山
4. 逃げ遅れた人はいないか
5. 救急のときは、病人の性別、年齢、症状（病院の手配をする必要があるため）

事故・犯罪は110番

兵庫県内でダイヤルした110番通報は、すべて警察本部（神戸市中央区）の通信指令室につながります。（携帯電話等からの通報も同様です。）
県内には、同じ呼び名の地域がたくさんありますので、通報する場合は、

1. 事故・犯罪の内容と場所をはっきりと
 例：「交通事故（泥棒）です。○○区○○町○丁目○番地○号○○方」
2. 近くの目標をわかりやすく
 例：「××市××町の国道××交差点」
3. 事件についての説明
 例：「事故の様子、けが人がいるか、盗られたものなど」

緊急の事件事故は……「110番」
要望、相談ごとは……「#9110」（プッシュ回線のみ）

凡例

消火栓	福祉施設	病院・医院	水害危険個所
防火水槽	食料品店	歯科	幹線道路
プール	コンビニエンスストア	郵便ポスト	土石流の警戒区域
防災資機材庫	レストラン	防災行政無線子局（ラジオ型）	土石流危険渓流
避難所	喫茶店	通学路	急傾斜地の崩壊の警戒区域
公園・広場	自治会・管理組合	交通事故等注意地点	AED
公衆電話	交番	夜間暗い地域	

平成28年2月発行
（禁無断複製） ©ZENRIN CO.,LTD.2016

学園東町小学校　防災資機材庫

用途	品名	個数
消火用	動力消防ポンプ（赤）	一式
	消防用ホース	一式
	訓練用消火器	9
	消火器	3
	布バケツ	48
	バケツ	8
救助用	スコップ	9
	バール（大）	3
	バール（小）	1
	折畳み鋸（大）	2
	折畳み鋸（小）	8
	斧	1
	ハンマー	7
	簡易ジャッキ	2
	つるはし	5
	ボルトクリッパー	2
	ロープ	1

用途	品名	個数
その他	ヘルメット	40
	手袋	30
	腕章	30
	携帯用電灯	3
	トランジスタメガホン	2
	携帯用発電機（青）	1
	広報訓練用拡声器	1
	収納庫	1
	トランシーバー（大）	8
	トランシーバー（小）	2
	ニ連梯子（脚立）	1
	台車	1
	一輪車	2
	サルベージシート	10
	コードリール	1
	投光器	1
	三角コーン	3
	軍手、タオル	多数
	アルミ製大鍋	1
	大しゃもじ	1
	ガスバーナー（コンロ）	1
	電池チャッカー	1
	ガスチャッカマン	1
	毛布	6

MEMO

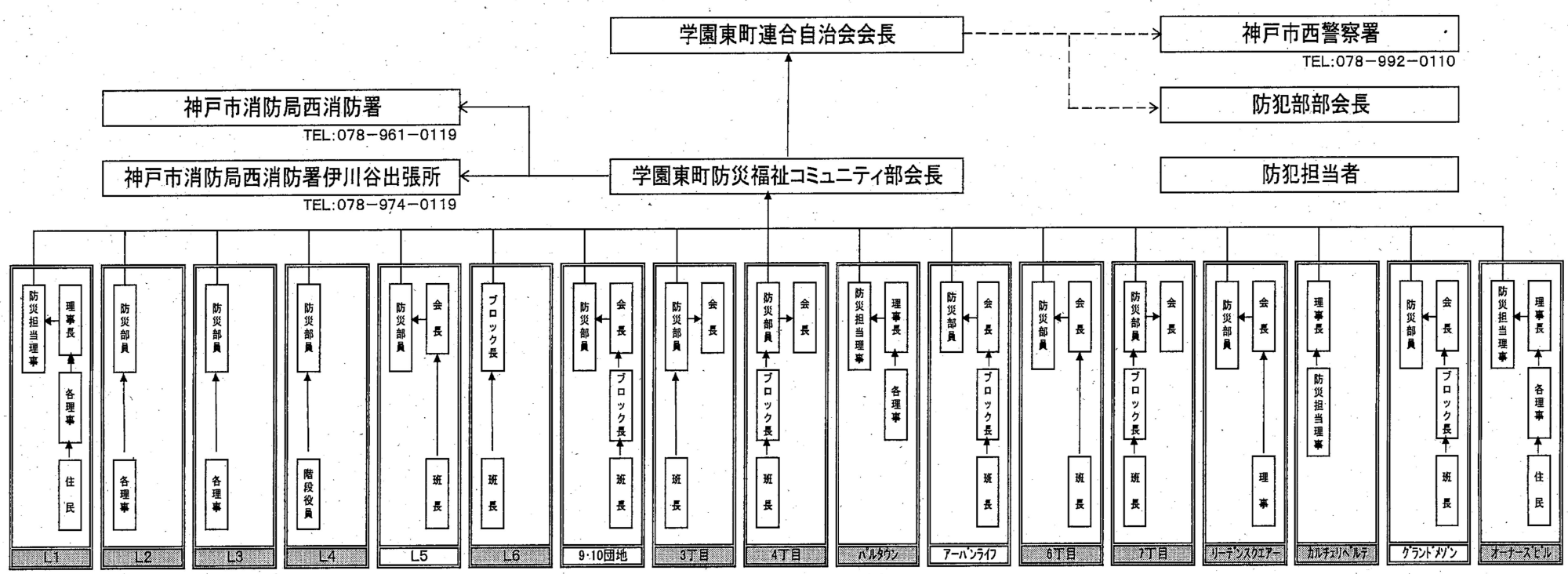
緊急連絡先一覧表

項目	施設名	AED	電話番号
消防署	西消防署	ー	961-0119
消防署	西消防署伊川谷出張所	ー	974-0119
警察署	西警察署	ー	992-0110
役所	西区役所	ー	940-9501
役所	西区役所伊川谷連絡所	ー	974-0001
（水道局）	水道局垂水センター	ー	784-0550
（道路等）	建設局西建設事務所	ー	912-3750
（下水道）	建設局　西水環境センター	ー	752-1700
（ごみ）	環境局資源循環部西事業所	ー	961-1414
（電気）	関西電力明石営業所	ー	0800-777-8810
（ガス）	大阪ガス（ガス漏れ通報）	ー	0120-7-19424
（交通）	市バス西神営業所	ー	991-4525
（交通）	地下鉄　学園都市駅	○	792-2288
（電話）	NTT西日本（お客様相談センター）	ー	0120-019-000
（郵便局）	神戸学園西町郵便局	○	793-5149
災害用伝言	災害伝言ダイヤル（災害時のみ）	ー	171
学校	神戸市立東町小学校	○	794-4000
学校	神戸市立太山寺中学校	○	791-7090
学校	神戸市立工業高等専門学校	○	795-3311
学校	神戸市立外国語大学	○	794-8121
学校	県立神戸高等技術専門学校	○	794-6630
専門学校	トヨタ神戸自動車学校	○	796-2111
自動車学校	ジェームス山自動車学院　学園都市校	○	792-0008
銀行	みなと銀行学園都市支店	○	796-3710
銀行	神戸信用金庫学園都市支店	○	792-1731
老人ホーム	はぴね神戸学園都市	○	798-2577
児童館	太山寺児童館	○	220-4865
コミュニティプラザ	神戸学園都市ビル1F	○	796-1153

項目	施設名称	AED	電話番号	住所
総合病院	国立病院機構　神戸医療センター	ー	791-0111	須磨区西落合3丁目1-1
総合病院	西神戸医療センター	ー	997-2200	枡台5丁目7-1
救急医療	西部休日急病診療所	ー	795-4915	井吹台西町4丁目2
外科	上山クリニック	ー	791-0707	井吹台西町5丁目2-4
外科	山川整形外科クリニック	ー	796-5355	井吹台西町1丁目1-2神戸学園都市ビル3階
産婦人科	おかざきマタニティクリニック	○	798-1103	井吹台西町5丁目2-5
皮膚科	岸皮膚科	ー	796-4112	井吹台西町1丁目1-2神戸学園都市ビル3階
内科	山西内科	○	795-8600	井吹台東町3丁目2-5
内科	鈴木内科医院	○	797-0170	井吹台東町6丁目7-7
内科	みやもと内科循環器科	ー	794-0800	井吹台西町1丁目1-2神戸学園都市ビル3階
内科、小児科	丹家内科クリニック	○	793-6622	井吹台西町5丁目2-1
アレルギー科、小児科	あんどうキッズクリニック	ー	792-4545	井吹台西町1丁目1-2神戸学園都市ビル3階
小児科	森川小児科	ー	794-0017	井吹台西町7丁目2-4
心療内科、精神科	さえき心療クリニック	ー	793-9080	井吹台西町1丁目13学園都市ビル
耳鼻咽喉科	箱崎耳鼻咽喉科	○	791-1133	井吹台西町1丁目13学園都市ビル
歯科	浦野歯科医院	ー	792-4182	井吹台東町3丁目2-4
歯科	幸田歯科医院	○	797-0235	井吹台東町6丁目6-4
歯科	たくぼ歯科クリニック	ー	793-8418	井吹台西町1丁目1-2神戸学園都市ビル1階
歯科	学園都市歯科ロコクリニック	ー	792-6400	井吹台西町1丁目13学園都市ビル303
歯科	黒木歯科医院	ー	794-4180	井吹台西町5丁目5-2
歯科	いちせ歯科クリニック	ー	795-4818	井吹台西町7丁目2-5グランドオーク弐番館1F
産婦人科、乳腺	堀聖奈産婦人科・乳腺クリニック	ー	793-1123	井吹台西町1丁目13学園都市駅ビル3F
眼科	たがみ眼科医院	ー	793-0333	井吹台西町1丁目13学園都市駅ビル3F
防災福祉	学園東地域福祉センター	○	795-3581	井吹台東町5丁目4
商業施設	キャンパススクエア	○	793-6601	井吹台西町1丁目4
スポーツクラブ	戸YMCAウエルネスセンター学園都市	○	793-7401	井吹台東町2丁目1-3
保育園	西神戸YMCA保育園	○	792-1011	井吹台西町1丁目1-2
保育園	YMCA保育園	○	794-3901	井吹台西町5丁目4
保育園	YMCA保育園おひさま分園	○	794-4080	井吹台西町7丁目2-1-101

注意　○：AEDが設置されている所　ー：設置なし、及び遠方等により対象外

安否確認連絡網



安否確認連絡要領

本件は避難勧告等の発令により避難場所に避難する事態が起きた際に、下記の要領で地域住民の安否を確認する。

1. 各自治会・管理団体で住民の安否を確認すると共に被害状況を確認し防災部会長に連絡する。
2. 防災部会長は学園東町全域の安否と被害状況を把握し消防署に状況を伝えると共に連合自治会会長にも報告する。
3. 連合自治会会長は状況によっては警察と防犯部会長にも応援の要請を行う。また、各自治会・管理団体の代表者とも連絡を取り合い救助活動に努める。
4. 必要によっては学園東町地域福祉センターを本部とし連合自治会会長、防災部会長、防犯部会長が協力し救助活動を行う。
 ただし、自己の安全を第一優先とする。

訪問先での確認手順　　（　　）：高層住宅の場合

1. 外観の確認：建物に甚大な被害が無いかを確認してください。（壁に亀裂が無いか、ドア枠に歪が無いか確認してください。）
2. 声かけ・呼びかけ確認：門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。（不要）
3. ドアをノックする：応答が無い場合は、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。（呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。）
4. 庭、勝手口等の確認：状況が把握できない時は、庭、勝手口などから確認をしてください。
 （玄関が開かない場合は、バルコニーの蹴破り戸（隔て板）を突き破って、避難ハッチもしくはお隣から避難できるか確認してください。）
5. 確認のまとめ：安否状況、被害状況を一覧にまとめておいてください。（高層住宅共通）

□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1　防コミ運営本部の立ち上げ

□　防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。

□　本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。

□　統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。

□　本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2　情報収集・伝達

□　防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。

□　収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。

□　洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3　組織内の連絡体制の確保

□　情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4　災害時要援護者の避難誘導

□　洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5　資機材等の確保

□　災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1　防コミ運営本部による指揮

□（【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。）

□　情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

□　各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2　ブロック毎の災害対応

□　防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

□　ブロック長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3　情報収集・伝達

□　防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。

□　防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。

□　有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4　安否確認

□　事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。

□　（災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、）民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

＊ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5　救出・救護

□　二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。

□　被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6　区や消防署への連絡

□　被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

□　避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7　緊急避難場所・避難所の開設

□　学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1　地震発生直後の安全の確保

□　火を使用している場合は、可能な限り火を止める。

□　地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。

□　家族の安全を確認する。

□　火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。

□　ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1　防コミ運営本部の立ち上げ

□　防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。

□　本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。

□　統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。

□　本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

□　情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

□　各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2　ブロック毎の災害対応

□　防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。

□　ブロック長（単位自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

3　情報収集・伝達

□　ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。

□　防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。

□　伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

＊地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



4　安否確認

□　事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。

□　（災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、）民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。

＊ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5　消火活動

□　ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。

□　出火場所を確認する。

□　消火活動人員の割り振りをする。

＊火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6　救出・救護活動

□　二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。

＊救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

□　救出活動人員の割り振りをする。

□　被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7　災害時要援護者の避難支援

□　自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

□　支援者の割り振りをする。

8　区や消防署への連絡

□　被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

□　避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9　緊急避難場所・避難所の開設

□　学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。



③共通事項

【数時間後～３日（72 時間）ぐらいまで】

1　役割分担の見直し

□　防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2　防火・防犯パトロール

□　パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考資料】

防災気象情報の種類（R8年改正）	
レベル5特別警報	・すでに安全な避難が出来ず、命が危険な状況 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する
レベル4危険警報	・**危険な場所から全員避難する** ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了
レベル3警報	・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する** ・高齢者以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難
レベル2注意報	・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
レベル1早期注意情報	・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する

避難するタイミングは「レベル3」と「レベル4」

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

・障がいのある方

・介護が必要な方

・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）

・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方